

特別養護老人ホーム 愛生苑 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重高齢者福祉会が運営する特別養護老人ホーム愛生苑（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）を提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	特別養護老人ホーム 愛生苑
所在地	松阪市上川町 3461 番 36

(入居の定員)

第4条 施設は、その入居定員を 40 名とする。ユニット数は 4 ユニットで、ユニットごとの定員は 10 名以下とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する人員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うこと。

(2) 医師 1名（非常勤）

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行うこと。

(3) 生活相談員 1名（介護支援専門員と兼務）

生活相談員の職務は、入退居に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、家族への連絡業務、相談等に関すること。

(4) 介護職員 22名

入居者の日常生活の介護・相談及び援助すること。

(5) 看護職員 2名（機能訓練指導員と兼務）

入居者の健康管理及び健康保持のための看護、保健衛生管理すること。

(6) 栄養士 3名（内、管理栄養士 1名）

献立作成や調理及び調理員を指導して給食業務を行うこと、入居者の栄養管理・栄養指導を行うこと。

(7) 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）

入居者の機能訓練に関すること、それに伴う介護職員への指導などを行うこと。

(8) 介護支援専門員 1名（生活相談員と兼務）

入居者の要介護申請。入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自律した日常生活を営むうえでの課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに必要に応じて変更を行うこと。

(9) 事務員 1名

施設の庶務及び会計事務とする。

第三章 設備

（居室）

第6条 入居者の居室はトイレ・洗面台付の全室個室とする。入居者の定員は1名とし、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける。

（共同生活室）

第7条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として設ける。

（医務室）

第8条 入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

（浴室）

第9条 浴室には、入居者が使用しやすいよう個別浴槽（各ユニット）の他に、要介助者のための特殊浴槽（機械浴）を設ける。

(その他の設備)

第10条 その他の設備として、事務室、厨房、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、相談室、会議室、地域交流室、エレベーター、避難用滑り台などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入居)

第17条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、その他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退居)

第18条 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

2 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に過ごされることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行なう。

3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他

保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居記録の記載)

第19条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準・介護の取り扱い)

第20条 施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自ら生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことが出来るようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援することとする。

- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことが出来るよう配慮して行うこととする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うこととする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、説明を行うものとする。
- 6 施設サービスの提供に当たって、入居者または他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為は行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録するものとする。
- 7 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

(施設介護サービス計画)

第21条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自律的な日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員はサービス担当者会議を開催、担当者に対する照会等により施設サービス計画書の原案の内容について専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明

し、同意を得、交付するものとする。

- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護の内容)

第22条 介護に当たっては、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ適切な技術を持って行うものとする。

- 2 施設は入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう支援するものとする
- 3 施設は入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。
- 4 施設は入居者の身体の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設はオムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつそのオムツを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する為の体制を整備するものとする。
- 7 施設は入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事するものとする。
- 9 施設は入居者に対し、その負担により当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第23条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に行うこととする。

- 2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ入居者が共同生活室で食事を取ることを支援することとする。

(健康管理)

第24条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第25条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を図ると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(相談及び援助)

第26条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第27条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入居者が自律的に行う活動を支援することとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料)

第28条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第29条 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ① 居住費（ユニット型個室 40室） 2, 006円（1日あたり）
 - ② 食費 1, 445円（1日あたり）
 - ③ 教養娯楽費 実費（1日あたり）
 - ④ 理美容代 実費
 - ⑤ 日常生活において通常必要となるものに関わる費用
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同

意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

(協力病院)

第30条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第31条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第32条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・入居料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第33条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は従業員でなくなった者についても秘密を保持させる為、その旨を雇用契約内容に明記することとする。

(苦情の処理)

第34条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者およびその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

- 2 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を明らかにし、入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文章に記載するとともに、施設に掲示することとする。

(事故発生時の対応)

第35条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第36条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第37条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第38条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第39条 入居者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入居者は、共同生活の秩序を保ち、安全衛生を害してはならない。
- (2) 入居者は、施設に危険物を持ち込んではいけない。
- (3) 入居者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (4) 入居者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、施設長又は責任者の承認を得なければならない。

(その他の事項)

第40条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットリーダー研修を受講した常勤の職員を2名以上配置し、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携帯する事により、入居者又はその家族から求められた時には、これを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

第41条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

第五章 雑則

(改定)

第42条 この規程の改定は、社会福祉法人三重高齢者福祉会の理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。(第5条 職員の職種・員数及び職務の内容変更)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第5条 職員の職種・員数及び職務の内容変更)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。(第9条 その他の費用の内容変更)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。(第9条 その他の費用の内容変更)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。(第9条 その他の費用の内容変更)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第38条 虐待の防止のための措置に関する事項、及び第39条 施設の利用にあたっての留意事項の新設挿入、以下各条繰り下げ変更)